

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	使用済み蛍光管等運搬業務
発 注 課	環境事業部循環型社会推進課
選 定 事 業 者	日本通運株式会社札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
使用済み蛍光管、廃乾電池、体温計、鏡及び血圧計については、旧厚生省の諮問機関である「生活環境審議会適正処理専門委員会」の答申に基づき、公益社団法人全国都市清掃会議が、昭和61年に適正処理困難物の広域的な適正処理を図るための体制を確立し、リサイクル処理を行っており、本市も当体制により処理している。 当体制において、運搬業務の委託先として上記選定業者が指定されている。 以上より、契約の性質又は目的が競争入札に適しないことから、上記選定業者に特定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年2月25日